

令和8年度 女性の悩み相談業務仕様書

1 業務名

女性の悩み相談業務

2 業務の目的

現代女性を取り巻く、ジェンダーバイアスによる生きづらさ等の様々な悩みや問題に対し、女性自身が夢や希望を持ち、本来持っている力を発揮できるように、フェミニストカウンセリングの視点を踏まえ、エンパワーメントにつながる専門的な助言や支援を行う。

3 業務期間

令和8年4月14日から令和9年3月31日まで

4 業務場所

(1) 面接相談

大津市男女共同参画センター相談室

(滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号明日都浜大津1階)

5 相談員

特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会によるフェミニストカウンセラーの認定を受けているカウンセラー。

6 業務内容

(1) 面接相談

① 相談内容

女性の多様な悩みや生きづらさに対して、フェミニストカウンセリングの技法により、相談者の気持ちを受け止め心理的サポートをすることで、女性自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等、社会のあらゆる分野で主体的な存在となって力を発揮し、行動していくことが出来るように自立に向けた支援を行う。また、その過程でDV被害等の緊急を要する事情が明らかになった場合は、本市における関係課と連携し、迅速に対応する。

② 方法

本市男女共同参画センター相談室において、相談員1人以上で、あらかじめ本市職員が予約を受け付けた相談者の相談に対応する。

③ 相談日時

各月の第二、第四火曜日 13時から16時まで

※ただし、当センターの休館日を除く。休館日は次のとおり。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

※なお、年間の相談実施回数は、計24回を予定している。

- ④ 一人当たりの相談時間
原則として50分以内とする。

(3) 相談記録（日報／任意様式）の作成及び報告

- ①受託者は、相談ごとに任意の様式で相談記録（日報）を作成し、相談日翌日までに委託者へ報告する。
- ②半年ごとに相談件数等を取りまとめ委託者に対し、実績報告を行う。
- ③その他、必要に応じて委託者へ報告すること。

(4) 情報収集及び提供

受託者は、適切な情報提供や他機関を紹介するため、資料の収集、整理に努めるものとする。

(5) 他機関との協力、連携

継続して支援を行うことが必要と認められる場合には、必要に応じて適切な機関を紹介するなど協力及び連携を図るものとする。

7 相談費用

相談費用は無料とする。ただし、相談者の都合等により、面接相談が電話相談に変更となった場合における電話料金は、相談者が負担する。

8 その他

委託料には、相談に係る経費、報告（日報等）に係る経費、旅費等、実施に係る全ての経費を含むものとする。